

令和5年度（2023年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

病院局

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年10月27日から令和6年（2024年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（行政財産使用料）

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算誤りはないか。
- イ 調定、減免、納入通知等の手續は適正か。
- ウ 滞納状況の把握、記録および督促手續等は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 現金取扱事務

函館市病院局会計規程（平成18年病院局規程第22号）第15条第2項では「現金取扱員は、納付を受けた現金または引継ぎを受けた現金を、速やかに出納取扱金融機関の預金口座へ預け入れ、または保管金払込書によって出納取扱金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されているところ、函館病院では、現金取扱員が収納した駐車場使用料などの現金を公金収納事務受託者へ払い込んでいたほか、恵山病院では、看護師である現金取扱員が収納した訪問診療による医療費を公金収納事務受託者へ引き継いでいた。

公金の取扱いは、関係規程に基づき常に厳正に行うべきものであることから、規程にのっとった適正な事務となるよう改められたい。

イ 庶務的事務

病院局に所属する会計年度任用職員の給料の額は、函館市病院局職員の給与に関する規程（平成18年病院局規程第17号）に基づき算定し決定すべきところ、一部の会計年度任用職員の令和

5年度の給料の額について、同規程に基づかない算定方法により決定しているものがあった。

病院局では、当該職員の給料の額が令和5年10月に改定される北海道の最低賃金の水準を下回るおそれがあったことから、あらかじめ同年4月分から最低賃金を上回る額を支給することとし、同規程に基づかない算定方法により給料の額を決定したものであるが、給料の額の決定は条例や規程に基づき厳正に行わなければならないことから、既に支給している分の対処を含め、適正な給与事務の執行を図られたい。

なお、近年の最低賃金の動向を踏まえ、同規程等における給料の額の妥当性についても検証されたい。